

**デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第32回）
議事要旨**

1. 日時

令和7年4月25日（金）15時00分～16時39分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本（龍）構成員、山本（隆）構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

竹内総務事務次官、山崎大臣官房総括審議官、豊嶋情報流通行政局長、赤阪大臣官房審議官、飯倉情報流通行政局総務課長、佐伯同局放送政策課長、村上同局放送技術課長、岡井同局衛星・地域放送課長、坂入同局地上放送課長、飯村同局情報通信作品振興課長、増原同局国際放送推進室長、細野同局放送政策課外資規制審査官、西村同局放送政策課企画官、宗政同局地上放送課企画官、本橋同局地域放送推進室長、渡邊同局地域放送推進室技術企画官、岡山同局放送コンテンツ海外流通推進室長

4. 議事要旨

（1）第3次取りまとめ以降の動き

事務局より、資料32-1に基づき、説明が行われた。

（2）三友座長からのプレゼンテーション

三友座長より、資料32-2に基づき、説明が行われた。

（3）質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【瀧構成員】

三友先生からのプレゼンを新鮮に聞かせていただきました。本当に御発表ありがとうございました。

大変勉強させていただきました。

まず、最初の過去6か月分の検討について触れられればと思いますが、やはりこの数か月間は通常の数か月間とは言えないような、普段は放送政策に関心がない人でも制度のことを知ったり、あるいはもっと深く考えた時に、情報の健全性、若しくは偽・誤情報がどういうものなのかというのを普段以上に意識する数か月だったと思ってまして、その中からこの検討会は、どちらかという、デジタルという看板がついてはいますが、情報空間そのものがデジタル化しているので、根本からきちんと姿勢を示していかなければいけないのだと思いながらお話を聞いていました。

例えば、選挙に関連するところにおいても、もう多くの人がテレビであれば、ひょっとすると、よりファクトチェックされた情報に近づけるかもしれないということ、アクセスができていない人たちが増えているというのは皆思っているのではないかと考えてまして、そういうときに対立軸の提案の仕方が良くないなと思ってまして、何かオールドメディア対ニューみたいに常に捉えられてしまうところが非常に良くないのではないかと考えています。

というのは、選挙への影響に限って考えますと、対立軸は真と偽です。より正しいとか、できる限りファクトチェックを行っていたであろうという情報と、どこまでの意図を持ってか分からないですが、真というよりは偽に近いような情報の間の対立軸がある時に、それを何かこうオールドとニューという対立軸で捉えるのは、本当に何か問題が解決されないようなニュアンスを常にはらんでしまうと思っていますので、やはりこれはニューというものに物事が向かっていかなければいけない流れがある中で、ちゃんと真偽の真のところをいかに担保していくべきかということが、非常に大きな社会の潜在課題として改めて示されたと思いました。これが1つ目です。

2つ目は、放送局における不祥事の話について、これだけの大きな不祥事が起きた中で、先ほど真偽とって、真の側が担保されるみたいな考えやイメージを持ちがちなところで、私たちはちゃんと人権意識を啓蒙する場所が非常に限られているということも自覚したのではないかと考えています。正直なところ、あれだけひどいものが世の中でちゃんと報告書という形で出てきた中である以上、調子のいいことを言えばそれを奇貨とする他ないとは思いますが、それと同時にこれは、例えば番組を制作する放送局を運営するといった中で色々な負の側面がずっと蓄積されて、イナーシャのように続いてきたところがあるのだと思っていますので、悪いことが明るみに出てきた以上、負を一掃する、一斉に変えていくチャンスとしてちゃんと捉えるべきなのだと思います。

世の中というのは、マイナスの側面を一斉に一掃していく機会というのは、残念ながら、これまた滅多にないことだと思っておりますので、これまで本当に変えられなかったことを変える機会、もしくは今、これで変えられなかったら本当にある種のレジームが終わるんだという見方を持ちながら、当然、これは裏側で貧すれば鈍するの構造もありますので、要は無理なことをお願いしてもできないので、コ

スト構造についても配慮しながら見ていくべきアジェンダだと思っている次第でございます。ですので、事務局様の最後のページに、しっかりと根本的な問いを立てていただいていることは、すごく大切なタイミングでお見せいただいたものだと思っております。

あと、3点目になりますが、この検討会ももう今回で32回目になってきていまして、最近思ったのはこの検討会が始まった1回目から4回目ぐらいまでの頃はかなり放送局の、もしくはその放送事業の在り方のファンダメンタルな経営指標や潮流を、少なくとも4年前に1回提示されたところから、既に1回、4年分ぐらいの効果検証であるなり、そのときに予測したことがどれぐらい本当にそのまま起きてしまっているのかが、少しはPDCAが回せるタイミングにも来ているのだなと思っております。

ですので、例えば奥構成員の資料については、当時も非常に勉強させていただきましたが、今の形についてぜひ近々の検討会の中で、もう一度何か振り返ることができればいいかなと思っておりますし、その中で先ほどのタイのお話にありましたが、従来であれば仮説であったものが既に近隣国ではもう現実になっているというか、未来ではない状況になっているという非常に示唆深いお話だと思いますので、その辺もこれだけ長続きしている検討の場ですので、逆に言うと、そういう継続できていることの果実を使ってもいいのではないかと思った次第でございます。

【三友座長】

ありがとうございます。大変貴重な示唆をいただきましたので、今後、検討課題を選択する上で事務局にも今のお話を参考にいただければと思います。

【奥構成員】

質問2つと、今回の最後の14ページに出ている、今後の検討課題に関してコメントさせていただきます。

質問の1つ目です。三友先生からご紹介いただいたバンコクの事例についてです。この事業者のサービスは、放送波の再送信の際、上かぶせでCMを差し替え、番組コンテンツについては勝手にただ乗りしているフリーライダーの状態で、CMだけが自分のビジネスでお金が稼げるという道義的には話にならないビジネスモデルだと理解しました。これが有罪というのはつまり、権利や権限がないのにそういう営業行為を邪魔したということで、何か道義的には、こんなことがこういう判決になるのかというのが不思議だったということで、それが1点であります。

2つ目の質問です。事務局からの御説明にありましたBB代替についてです。ちょうど前回の4か月前の親会、第31回親会でも冒頭でコメントしましたが、BB代替「地域限定特定入力型自動公衆送信」で、その該当エリアの視聴者の方々が「フタかぶせ」がない状態で見られる段取りがどのぐらい整った

のかということ伺いたく思います。

次はコメントであります。主に14ページに当たる部分、それから、先ほど瀧先生からお話のあった4年たってP D C Aが回るのではないかとということで名前も挙げていただきましたので、コメントします。

まず、いわゆる“テレビ離れ”についてです。テレビの番組を見るとか、テレビコンテンツをTVerやNHKプラスで見るということに関しては、比較的まだそれなりに優位性が担保されていて、テレビのポテンシャルは維持されていると感じます。しかし一方で気になるのは“テレビ放送離れ”です。逆にうまくいっているのは、テレビスクリーンには人が集まっているということだと思います。これはコネクテッドTV上に人が集まってきているということです。

現在のテレビ買換えサイクルは約10年となっています。買換え、あるいは買い増しをすると、基本的にはインターネット接続ができて、YouTubeなどが見られるという状態ができ、付加価値としてのモアサービスに入っていけるということになります。そういう意味では、今後の流通店頭でのユーザーのテレビ受像機の買換え、買い増しは、4KやBSが普及するという文脈よりは、やはりコネクテッドTVでのユーザーが増えていくほうに分があると感じます。また、タイの事例にもありましたが、日本の場合は、地上波放送を直接受信している世帯比率が先進国の中でも非常に大きいです。例えば、北米ではケーブル受信が基本で、だからこそコードカッティングが行われて、実際はケーブルチャンネルが見られないようになるということがあったわけですが、日本の場合は、統計上はケーブル共聴と言われるものの中にマンション共聴も入っていますので、実際はマンションの屋上にパラボラアンテナやUHFのアンテナがついていて、マンションの屋内で分配するということで見ている、事実上の直接受信も含まれています。

これは放送関係者の諸先輩方の放送のインフラ整備によるところが大きく、その余力というか余地が、インターネットのユーザーへの影響を諸外国に比べてかなり抑え込んでいる要因の一つであると推測します。しかし、いよいよその余地がなくなってきたというのが今の現状だと思います。別の言い方をすると、テレビ台数に限らず、映像情報を見るスクリーン台数は圧倒的に増えているのですが、それを放送波経由でRF信号で見る、いわゆる放送波経由の番組を見ることの比率が下がってきています。そのきっかけは、iPhoneをはじめとしたユーザーへのほかのデバイスの普及があります。

先ほど瀧さんのお話にもあったとおり、4年の中でもかなりダイナミックに、ユーザーサイドの視聴環境は変わってきています。しかしながら、この会議体は総務省が主催であり、放送制度を議論する場ということで、どうしても発信者側や制度設計を主体とした議論が多いので、このダイナミズムが特にコロナ禍の5年間で相当変わったことに関して、意識が甘いのではないかと感じます。

そんな中でフジテレビさんに対する広告主からの広告出稿停止が続いており、フジテレビはもとより系列ローカル局への影響も非常に大きく、14ページにある「産業としての放送」という意味合いでの、

民放の事業ドメインである広告事業がかなり厳しいと改めて感じております。

電通が発表した2024年暦年の日本の広告費は、マス4媒体のシェアが30.4%です。インターネットが47.6%ということで、差引きで15ポイント以上の差がつかしました。この勢いは恐らく今後も変わらず、全てはインターネット側に包含されていくと感じます。そういう意味でも、情報空間の健全性という文脈からも、もう回り道をしている暇はないので、できる限り時間的猶予がない中で建設的で実効力のある議論を進めていければと感じている次第です。

【佐伯放送政策課長】

ありがとうございます。瀧構成員からは、この検討会も銘打っているとおり、「デジタル時代」を根本から考えないといけない中で、真実をいかに担保するかというところについて、いろいろと御示唆をいただいたと思います。

その上で御提案いただきました一点目について、この検討会が始まった当時、約4年前になりますが、その際に示された予測を含めたデータ、それはイコール政策を進めてきたバックデータにもなるわけですが、それらが現時点でどうなっているのかをPDCAを回していただきたいというようなコメントだったかと思いますので、我々、事務局でも次回以降、何らかのデータが出せるように用意したいと考えているところでございます。

それから、奥構成員からいただきましたBB代替のところでございますが、地域限定特定入力型自動公衆送信については、整理自体はこれまで検討会の中でもお示しさせていただいたところで、その部分は変わっておりません。法律がちょうど先週通って、今週公布されたというステージでございますので、今は省令等の法律より下位の法令整備を行っているところでございますが、それに加えて、今後、一般の方、それから業界の方により分かりやすいようにというような形で、BB代替等も含めた何らかガイドラインのようなものを作って具体化したり、あるいは各地域の協議会で今色々検討が進められていると承知しておりますので、そうした部分に参画したり、そのようなところで後押しできるような形にはしていきたいと考えております。

ただ一方で、個別の地域をどのように選定するかや、個別のサービスをどのように導入するかといったところについては、あくまでも事業者が検討するところであるかと思っておりますので、そこについてはNHK・民放合わせてということになりますが、検討を進めていっていただきたいというところでございます。

【三友座長】

ありがとうございます。私にいただきました質問について、まず、タイという国は「微笑みの国」と

は言われますが、実は訴訟社会で、ビジネスにおいても訴訟が非常に多く、このN B T Cという規制機関も多くの訴訟を抱えているようです。放送としては自分たちのコンテンツをなるべく多くのルートで配信したいということでO T Tに依存しているところがあるのですが、今回の案件はO T Tを直接規制する手段がない状況において、コンテンツを提供している放送側に、O T Tを通じて放送を提供していることに関連して、規制当局がクレームといたしますか、ルールを遵守するようにと伝達したわけです。それを放送側は守るにしても、O T T側としては、提供された放送コンテンツを自分たちの通信ビジネスのために利用するという発想があると思いますので、放送のルールには従わないと。放送のルールをO T Tに提供されたコンテンツにまで当てはめたことによって、自分たちのビジネスが毀損されたということで訴えたということです。

「道義的には」と奥構成員がおっしゃいましたが、道義を守る、守らせる規律が放送の垣根を越えては存在しなかったということだと思います。タイの中では、マスコミやアカデミックは比較的Pirongrong教授擁護論だったのですが、実は別の意見もあり、特に制度設計とか体制とかいったことも含めて、かなり規制当局であるN B T Cに対する風当たりといたしますか、批判も強かったようです。

ですので、日本的なビジネスのスタイルはあるので、タイの事例をそのまま日本で当てはめて議論するつもりは全くありませんが、しかし、日本では国内事業者による汎用型O T Tは極めて限られるので、もしビューを稼げるO T Tに放送コンテンツを展開するとしたら、プラットフォームは海外のO T Tになる可能性が高い。そうすると、日本的なルールが本当に成り立つのかということは考えておかなければいけないと思います。もし将来的にO T T展開をするようであれば、やはり制度的な建付けはきちんと準備しておかないと、問題は違うにしても何かしら問題が起こる可能性はあるのではないかと思いますというのが私の見解でございます。

【林構成員】

三友先生の御講演について、Pirongrong教授は私も昨年I T Sで御一緒しましたので、ショックを受けております。かつ、関心を持って接しているところでありまして、三友先生におかれましては、本件について、引き続き日本の関係各位に情報提供をいただければ大変ありがたく思います。よろしくお願い致します。

そして、事務局資料14ページの検討課題について、私もこれに触発されて、関連して4点コメントがございますので、それぞれ手短かにさせていただきます。

1点目は、基幹放送普及計画、この役割と今後についての議論をすべきだという点です。普及計画という名前が示すとおり、かつては放送インフラの全国的整備とその普及が主眼でしたけれども、今日では状況が大きく変化していると思います。基幹放送普及計画についても、現在の課題とか技術的進展に

即してアップデートをしていく必要があるのではないかと思います。言わば普及という側面から活用とか高度化といった側面へバージョンアップしていくべきで、これはIT化、クラウド化への推進とか、高齢者とか外国人とか障害者向けのアクセシビリティのさらなる強化とか、あるいはテレビ離れ層にリーチする新たな施策とか、あるいは災害報道について、テレビとかスマホ通知だとか自治体アプリなどいろいろなチャンネルがありますけれども、そういうチャンネルを一元管理するような体制の整備とか、そういったいろいろな今日的課題とそれに対応する施策を盛り込んでいくべきではないかと思っています。

2点目は、先ほど事務局からも少し言及のあった、NHKと民放が中継局を共同利用する子会社を設立されたという話がございましたけれども、これはあくまでインフラ面での連携の話だと存じます。しかし、NHKと民放のインフラ以外での連携の施策についても検討すべきではないかと思っています。例えば災害時の情報収集とか、兵庫県知事選挙で問題になった偽・誤情報対策の連携についても、これはNHK、民放を問わず、放送メディア共通の課題ですので、連携して進めていくべきではないかと思っています。

3点目は、先ほど事務局から御紹介のあったFM転換について、AM放送はこれまでも災害時に命を守るファーストインフォーマとしての唯一無二と言ってもいいと思いますが、そういうメディアだと思います。そういう役割を鑑みるときに、FM転換によって不感地帯が生じないようにしていただきたいと思います。AMのFM化でカバーできないような不感エリアは、災害FMの設置など代替手段を確保していくということが国民の安心・安全のために不可欠ではないかと思っています。radikoだけで足りるのかという問題意識であります。

第4は、先ほど事務局資料にもフジテレビの行政指導が紹介されていましたが、フジテレビの第三者委員会報告書において、当該タレントの人権侵害行為が業務の延長線上で生じたとされていて、私もショックを受けたわけですが、これは放送行政にとっても無視できない事象だと思っていまして、放送番組の適正性にとって悪影響がなかったかの検証、そういった観点の検証も重要だと思います。これは第三者報告ではあまりない視点だと思うんですけれども、図らずもフジテレビ事案で問題となったように、もし番組制作に当たって、タレント等の不適切行為を誘引したり助長するような慣行が存在する、あるいは存在したということが、そうするという事は畢竟、タレントに過度に依存した番組にならざるを得ないだろうし、これはフジテレビのみならず、各社が自主的に設けた番組基準が標榜する人権保護が守られているのかどうかについて、民放連がしっかりイニシアチブを取った上で、各社において自主的に、あるいは自律的に検証すべきだと思っております。

【伊東座長代理】

本日、事務局から御報告がございましたように、地上の基幹放送事業者が、主として経済的な理由からやむを得ず中継局を廃止する際には、代替手段を講じることが努力義務になり、例えばケーブルテレビやブロードバンド回線を代替手段として利用する場合には、電波利用料から給付金が支給できるようになったようでございますが、これは変更工事に要する費用に限定されるのでしょうか。有線系の代替手段に切り替える場合、こうしたイニシャルコストだけではなくて、その後もランニングコストが定常的に必要になります。これらに対する公的な補助については何かお考えでしょうかというのが1点目の質問です。

また、このような代替手段の中で条件不利地域等において適用が期待されているIPユニキャストを利用する場合、最大の課題とも言える権利処理をスムーズに進めるには、地域限定特定入力型自動公衆送信とするだけでは十分ではなくて、サービス主体であるブロードバンド代替事業者が、その代替サービスを非営利で運用する必要があるように伺っております。このことがBB代替の導入に際して障壁とならないよう、また、放送事業者が安心してBB代替を選択できるようにするための具体的な方法等について、主管庁のお考えがあればお伺いしたいと存じます。

【佐伯放送政策課長】

林先生のコメントの1つ目ですが、基幹放送普及計画について、今日的課題に合わせてアップデートするべきではないかという御提案、コメントだったかと思います。放送制度のかなりコアの部分ではございますが、このようなところについても今後の検討の俎上に載せていくことが必要ではないかと我々も思っておりますので、その辺りは限定せずに検討していければと思っております。

それから、2つ目の御示唆でございますが、これまでネットワーク等のインフラ、ハード面でNHKと民放との共同利用を進めてきたところでありますけれども、それ以外のソフト面についてもというようなことでございますが、こちらもNHK、民放のほうでいろいろと既に協力されているようなところも見受けられておりますし、今、そのような議論も一部されているところかと思えます。例えば人材育成等については何らかに進めるようなところはあると聞いておりますので、そのようなところもしっかりと検討していければと思っております。

それから、3つ目のラジオのところです。おっしゃるとおり、全てもう放送を諦めるというような話には多分ならないと思いますが、やはり一方で、経営等がなかなか厳しいというところもありますので、先生が御指摘のFM転換によって不感地帯が生じないようにというような懸念には十分配慮しながら、今後、政策を進めていくようにしたいと考えております。

最後にコメントをいただきましたフジテレビ関係の事案でございますが、まさに今、総務省から行政

指導を出しており、今後も同社からの報告等が上がってくるような形になっておりますので、当然、業界の自主的な努力が最大限必要になってくるとは思いますけれども、行政側としても、どのようなことが必要なのかというところは並行して検討していければと思っております。

それから、伊東先生の1つ目の御質問でございますが、資料で言いますと、2ページ目の「電波利用料制度の見直し」のところでございます。御指摘のとおり、変更工事について電波利用料が一部充当できるような形で制度改革を行っております。ただ一方で、先生がおっしゃられたようなランニングコストにつきましては、補助金の対象には基本的にはならないものと承知しております。中継局をBB代替なり、ほかに代替措置を行うときには、利用者の方に追加的な負担が生じないように、その辺りも含めて算定されるよう検討されているのが今の現状だと認識しておりますので、その辺りはおそらく基幹放送事業者の方で、それも含めたコスト算定等を行っていかれるのではないかと考えております。

それから、最後のIPユニキャストの権利処理の話でございますが、いろいろと業界の方々から権利処理の御懸念をいただいているところもありますので、我々としては、先ほど少し申し上げたように、これから省令とか、省令にちょっと書きづらいようなところも含めたガイドラインのようなものを出していきたいと考えておりますし、その過程で分かりにくいところはなるべくクリアにするとともに著作権法を所管しております文化庁とも意見交換の場などを設けさせていただいて、なるべく業界の方々にクリアになっていただけるように側面支援をしていこうと思っておりますので、その辺り御承知おきいただければと思っております。

【落合構成員】

いろいろ取りまとめをいただいております、本日もありがとうございます。三友先生のお話も大変貴重な話題提供としてお伺いさせていただきました。私からは4点ほど述べさせていただきたいと思えます。

1つ目がまず、BB代替です。目下の課題として、放送法改正などを踏まえて、経営の選択肢の確保を進める必要があると考えております。これは今後改めて議論する放送の将来像の点とは分けて、あくまでも放送波の利用を前提とした業務を継続していただくために必要な経営の負担を軽減するためのものであり、将来像とは明確に切り分けて議論されるべきだと考えております。BB代替の推進に当たっては、経営の選択肢を確保し、ローカル局の持続可能性、ひいては通信業務への進出も踏まえた持続可能性がある経営体制の転換に向けて、最大限負担を軽減して時間を稼ぐことができる、そういう施策を行うことが必要ではないかと考えております。この観点では、ユニキャストによるBB代替が避けて通れない観点であり、著作権処理の観点でも様々な工夫が想定され、まだ結論を得ていない状況ではございますが、ぜひ経営判断の選択肢、時間の猶予を確保するという観点から、できる限り効果的にユニ

キャストが導入できるよう、関係者で合意して進めていただきたいと考えております。

そして、ＢＢ代替における円滑なユニキャストの実現、さらにはできる限り多くの地域での導入が進むために、民放各社で知恵を出し合っていていただいて、これまで整理した競争法遵守の仕組みの中で、全国単位、地域単位で最大限の合意をして、連携して進めていただくことが大事であるということは論を待たないと思いますが、一方で、ＮＨＫにも十分な協力を行っていただくことが必要ではないかと考えております。ＮＨＫにおかれては様々なレイヤーで、経営層、現場、様々なレイヤーがあるかと思いますが、民放のプレーヤーの方々、総務省など対話の機会をつくっていただき、必要な協力を進めていただきたいと考えております。ＮＨＫと民放におかれては、本検討会での報告を行っていただくことも含めて、議論の場と、政策的にもその合意を推進するための枠組みの整備に御協力をいただきたいと考えております。

なお、ＮＨＫの協力内容を特定して、ＢＢ代替における負担を確定するためには、自主共聴施設なども含めた民放、ＮＨＫそれぞれの義務に応じて対応が求められる共聴施設等において、どのような対応コストがかかるか特定することが必要ではないかと考えておまして、十分な基礎情報が収集されていない場合には、調査の実施も必要であると考えております。なお、これまでの法改正で必要な基礎はできているはずではありますが、必要があれば追加の制度整備の必要性も排除せず、ユニキャスト実現に向けて、官民協力して議論を進めていくことが必要であると考えております。

第２点についてですが、こちら現状の延長線の議論にはなりますが、経営の選択肢を最大限確保するために、マスメディア集中排除原則のさらなる緩和を求め、ローカル局の経営の選択肢を拘束する放送法における規律を最大限合理化していくことが必要ではないかと考えております。マスメディア集中原則においては、本検討会の開始当初からの議論も踏まえた合理化措置が利用されてきておりますが、民放の皆様の声もいただきながら、最大限負担軽減策を打っていけないか議論していきたいと思っております。ぜひ民放の方々からも御意見を賜りたいと考えております。

なお、林先生もお話しされておりましたが、基幹放送普及計画の見直しも必要な要素の一つであると考えております。本検討会で委員や総務省からの提案もあるとは思いますが、検討会の当初でも申し上げたように、ぜひ民放の皆様からの声もお待ちしたいと思っております。

第３点といたしましては、本検討会において、コーポレートガバナンスについて十分に論じる必要があるという点です。先ほども議論がございましたが、フジテレビの事案もありまして、放送メディアの公的役割を担う主体としての信頼性確保に関する疑問の声が投げかけられてきております。こういう中で放送事業者のガバナンス強化がなければ、政治などから法規制の必要性まで含めて、議論が提起される可能性があるような状況になりつつあると認識しております。放送法においては、放送事業者の自主自律が尊重される法制が整備・維持されており、今後もできる限りこれが維持されることは重要である

と考えております。

このため、具体的にどのような方法でコーポレートガバナンスを実現していくかについては、民放連、在京キー局なども含めた民放事業者からの提案、取組も最大限期待したいと思っておりますが、その中では、具体的なコーポレートガバナンスの内容としては、これまで本検討会で議論してきていた内容とは異なる視点も含めた議論が必要ではないかと考えております。すなわち、これまで規制改革推進会議から提案していたコーポレートガバナンスについては、ローカル局の事業継続性を確保し、社会からの存続可能性の見える化を行うために議論していたという側面もございました。しかしながら、放送メディアに対する信頼性確保の観点からは、事業の継続可能性の確保につながるような財務情報の整備や、自主政策比率の向上に関する施策といったこれまでの施策だけではなく、放送事業者そのものがコンプライアンスを適切に実施する、信頼できる主体であるかが重要となります。そして、一般的なコーポレートガバナンスの実践や、経済産業省が責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインを公表しているように、人権ＤＤの必要性も社会的に認識されるようになっておりまして、人権保護に関する取組を適切に行うことが求められるとも考えております。

また、第４点としては、デジタル広告のコンテンツの信頼性やデジタル空間での情報の健全性確保に関する議論も様々生じている中で、放送コンテンツや放送事業者が提供する広告に関する信頼性確保のための施策も含めて、議論が必要ではないかと考えております。

最後に、第３点として述べた放送事業者の信頼性確保に関する議論というのは、最終的には放送事業者がデジタル時代において果たすべき役割にも関わってくるものになる、と考えられます。この点、これまで著作権、プロモネンス、データなどの項目を中心に議論してきましたが、このような個別の要素だけではなくて、放送事業者がどのような役割を果たすべきかを明らかにするための、集中的な調査・検討を早急に開始する必要があると考えております。特に個別のオンライン空間における放送の具体的な定義や効果などはかなりの議論を積み重ねる必要があり、当然、１年などの期間での議論は極めて困難であり、一定の期間を要すると思われれます。

しかしながら、先ほどの放送事業者における信頼性確保の観点において、どういうことを実施するべきなのかを考えるためにも必要な論点であるということを踏まえて、特に放送事業者が今後１０年や２０年を見据えて果たすことが期待される役割がどういうことかを整理するという、放送事業者への現代的期待というものを、特に先行して整理していくということは、極めて重要ではないかと考えております。

なお、三友先生の「我が国への示唆」というところで御提起いただいている内容として、著作権処理や、また、OTTのさらなる活用があり得るのかといった点や、広告モデルがネット配信に対応可能なのかは、まさしく今、私が述べた中では放送の将来像に関する論点ではあると考えております。もちろ

ん将来像に関する部分と、既存の延長線の話とは分けて考えるべきであろうとは思いますが、例えばデータなどについては、先行して議論が進められるような部分があるのであれば、先行して進めるなどして、経営の選択肢確保という観点から、必要なオンラインプラットフォームなどとのイコールフィッティングを果たしていく、ということはあってもいいのではないかと考えております。

【山本（龍）構成員】

私からは非常に抽象的なことを申し上げることになると思います。

私が常日頃、課題を持って見ておりますアテンションエコノミーですが、この問題が広がりつつある中で、放送の再定義というのが求められていると、放送のアイデンティティーが問われているというのはまさにその通りかなと思っております。このことは、この検討会をオプザブしているような放送関係者の方々には広く共有されていると思いますが、他方で放送事業者の中の、例えば営業部門の方かコンテンツ制作の現場におられる方に、どれぐらいこの問題が共有されているのかということはよく分からないところがあるかと思っております。

もちろんその現場というのは、広告収入が減少しているとか、プラットフォームの台頭というような状況を踏まえて強い危機感を持っていると思いますが、なぜそうなっているのかというような根本問題、つまりアテンションエコノミーという構造の中で、まさに構造的に劣勢に立たされている側面があるということについての理解が、必ずしも十分ではないところがあるのかなと感じます。というのもこうした構造的な問題、アテンションエコノミーの中での放送の役割というのは、ここ数年、まさに先ほどもお話ししたとおりで、検討会等で議論されているわけですが、一方で、放送のコンテンツや現場の実態を見ますと、どんどんアテンションエコノミーのほうに引っ張られているというようなところとか、あるいはYouTubeの動画を番組化したりとか、むしろその土俵に立ってしまっているような感じもしております。

現場というのはそんな理論的な問題について考えている暇はないと、そんなことを言っている場合じゃないということかもしれませんが、私自身は現場と、つまり放送局全体で問題を共有しなければ、せっかく根本的なことを考え始めても現場との距離がどんどん広がってしまって、放送とは何かということがいずれ再定義できたとしても、もうそのときにはどっぷりアテンションエコノミーに浸かってしまって、後戻りができない状態になっているというような事態も起こり得るのではないかと思います。また、根本的な検討をしても、一般の方々が見ているのはこの検討会ではなくて、むしろ実際の番組コンテンツの方ですので、結局、テレビもYouTubeと変わらなくなっているのではないかというような印象を持つてしまうこともあるのかなと思いました。

色々申し上げましたが、こういったアテンションエコノミーの課題も含めて、その問題を現場レベル

でもしっかり共有して、コンテンツ制作や、具体の営業戦略に有機的に結びつけていくようなことも必要になってくるのではないかと考えています。これは先ほどの人権の意識ということも実は関連すると思いますが、具体的には、根本的な放送とは何かの議論とともに、その現場のリテラシーといったものを上げていく、あるいは研修といったようなことも必要なのではないかと感じているところです。これまで必ずしも取り上げられていなかった点を1点だけ述べさせていただきました。

【三友座長】

これまでにない視点で非常に重要な点だと思います。

【飯塚構成員】

三友先生の御報告に関連してコメントさせていただきます。

三友先生より御紹介いただきましたタイのケースというのは、OTTが放送制度の規制の対象外となっている、アメリカに近い制度の下で生じた事案であると理解致します。他方で欧州では、インターネットによる放送番組の同時配信も放送として定義されておりまして、規制対象とすることができます。その点がアメリカやタイとの大きな違いになっていると理解致します。

三友先生の資料18ページを踏まえますと、初期画面における地上波テレビのアイコンがあくまでメニューの一つとしての扱いにとどまっております、視聴者がテレビアプリに簡単に、容易に到達することができないという懸念が顕在化してきているのではないかと推察致します。このような問題に対処するために、欧州では、オンラインメディア環境におけるプロミネンス制度が導入されているところです。これはEU指令において、メディアの多元性、言論の自由、文化の多様性の観点から、公共の利益が認められるコンテンツについては顕著性、いわゆるプロミネンスを付与することを制度的に規定できるということをEU加盟国に対して担保しているものになります。

フランスではIPテレビの世帯普及率が70%を超えておりまして、IPテレビ先進国となっておりますけれども、IPテレビ事業者はもとより、スマートテレビメーカーなども、公共放送や全国の商業放送のテレビアプリをホーム画面で目立つように表示しなければなりません。また、フランスではターゲット広告に関する規定が既に定められておりまして、IPテレビによる地上波の同時再送信では既にターゲット広告が実施されておりますが、消費者保護の観点から、個人情報やパーソナルデータの保護を目的とするGDPRの法令準拠のために、契約者に対して事前同意を得ること、いわゆるオプトインが求められております。IPテレビ事業者によっては、契約数の半数以上が視聴データなどの利用について事前同意をしております、ターゲット広告の市場が伸びてきていると報告されているところです。

他方でイギリスでは現在、プロミネンスを実装しなければいけない事業者の指定に係る公開諮問が実

施されているところです。コネクテッドテレビのホーム画面を誰が支配しているのかについて、オンラインプロミネンスの運用規則の策定プロセスにおいて現在議論されているところであります。つまり、多くの視聴者が利用しているコネクテッドテレビはどれなのか。また、そのコネクテッドテレビのプラットフォームを構成しているオペレーションシステムやユーザーインターフェースは誰が支配しているのが論点となっておりまして、支配的な事業者指定された場合には、地上波放送のテレビアプリを目立つように表示したり、また、障害者がそうしたテレビアプリに容易にアクセスし、利用できるような機能を実装しなければならないということが求められています。

以上を踏まえますと、コネクテッドテレビを通じてストリーミング視聴をするという傾向が高まっている状況の中で、これまでの電波という伝送路に着目した制度の下で、あまねく受信を実現し、視聴者に放送番組を届けるということは限界に来ているのではないかと考えられます。こうした状況を補完ないし補強するには、欧州におけるプロミネンス制度のように、コネクテッドテレビのホーム画面において地上波放送のテレビアプリを目立つように表示し、全ての視聴者が地上波の無料放送サービスに容易に、簡単にアクセスできるような仕組みを整えておくということが必要ではないかと考えられます。

こうした措置を講じることによって、あまねく受信を補強するということを制度的に担保することは、検討の余地があるのではないかと考えられます。

【佐伯放送政策課長】

落合先生からいただいた話、全てが総務省側で答えるべき話かどうかがなかなか難しいところでございますが、1点目のBB代替については、現在進めている話として、将来像の議論とは分けて考えるべきだというような話だったかと思います。その上でユニキャストは避けて通れない話でありますし、できる限り関係者で知恵を出してほしいということで、特にNHKには十分な協力をして、本検討会での報告も含めて、また、自主共聴施設の扱い・調査等も含めて報告することも考えていただきたいというような話だったかと思います。この辺り、またNHKとも相談しながら進めさせていただければと思っています。

それから、2点目がマス排のさらなる緩和というような話でございました。これも御承知のとおり、これまでもかなりマス排を緩めてきているようなところでございまして、正直なところ、私が個人的に思いつく範囲だと、同一対象地域のテレビの複数保有・支配ぐらいいし主なものに残っていないのではないかとかなりまで緩めているようなところはあると思いますが、その辺り実際にどのような要望が出るのか、民放のスタンスも多分あるかと思いますが、そのようなところもヒアリングできればと思っています。

それから、コーポレートガバナンスのお話もいただきました。これまでの検討会での議論とはまたち

よっと違った文脈でのコーポレートガバナンスだというような御意見だったかと思います。特に最近、人権の話、我々もいろいろ確認しておりますが、経済産業省でサプライチェーンのガイダンスが出ていたり、人権デューディリジェンスの話があったりというような議論がされているところは承知しておりますし、こうした問題に伴いまして、何らかそういうことについても検討する必要があるのではないかとこのところについての御提案だったと思います。

これにつきまして、先ほども少し申し上げましたが、今、総務省のほうで行政指導して、それに対して報告を受けることを待っているというようなところもございますし、現在も動いている事案でございますので、先生からいただいた御意見も踏まえながら我々のほうで検討を進めていければと思っております。

それから、4点目のまさに放送事業者のデジタル時代に果たすべき役割というところは、本来、これが第3次取りまとめの中での宿題といいますか、継続検討事項というような形で取りまとめていただいたものと承知しておりますので、もちろん検討のスコープにしていきたいと思っております。先生がおっしゃるように、すぐに結論が出るような話ではないかもしれませんが、まず、ほかにいただいた意見等も含めて足元も固めつつ、将来像のところについても、引き続き先生方からいただいた御提案や御意見を基に、いろいろと進めていきたいと考えております。

それから、山本龍彦先生からいただいたお話でございます。これも我々、役所側から答えるべき話なのかどうかというところはございます。現場の人間にまで放送の役割というか、アテンションエコノミーの中での位置づけといいますか、存在意義みたいなことが共有されているかというところ、これはちょっと正直、放送事業者から答えていただかないとなかなかどうしようもない部分があるかと思えます。ただ一方で、先生がおっしゃるように、こういうところが間接的か直接的かはさておき、人権のような問題にも絡んでくるかもしれませんし、そしてリテラシー向上のような人材育成や研修については、先ほど林先生からもご提案がありましたNHKと民放の共同でのソフト面での協力のようなところも御意見をいただきましたので、そういうところと合わせて何らか検討できないかということを考えてみたいと思っております。

それから、飯塚先生につきましても海外の事情、三友先生からいただきましたものに加えて、いろいろ御知見をいただきまして、ありがとうございます。おっしゃるとおり、CTVの普及というのが現実に起こっておりまして、そうした中で放送の将来像も考えるというようなところが一つのアジェンダだと思いますので、こちらについても引き続き、諸外国の例がそのまま日本にそのまま移植できるというわけではないとは重々承知しておりますが、そういう各国の動きなども参考にしながら検討を進めていきたいと考えております。

【三友座長】

本日は御欠席の構成員からもコメントを預かっておりますので、事務局より代読をお願い致します。

【大谷構成員】（事務局代読）

本日の資料を拝見しての感想をお伝えしたいと思います。1点目は、AM局の運用休止についてです。一定数の問合せがあったことから、今後、休止する事業者を増やしたり、廃局を進めるに当たっては、代替的な視聴方法を含めた周知が必要だと考えます。

2点目は、選挙報道についてです。立命館大学の谷原つかさ先生は、昨年夏に上梓された「ネット世論の社会学 データ分析が解き明かす『偏り』の正体」という著書で、近年の選挙におけるネット世論の作用について述べ、「ネット世論と社会の世論の関係は今変わりつつあります。次の選挙では、ネット上でアンチ自民党的なコメントが多数派になり、実際の選挙においても自民党が大きく議席数を失う可能性」があると述べており、その予感概ね当たったと言えるかもしれません。また、谷原先生は、「ソーシャルメディアという新たな言説空間において、偽りの多数派として登場し、オフラインの意見とは異なる世論を形成する可能性」について触れています。

この「偽りの多数派」現象は、兵庫県知事選挙では、多数の偽情報や扇動的な情報の発信によって、結果的に本当の多数派を形成するに至ったと思います。そうした状況を踏まえ、事務局資料の8ページに掲載していただいたNHK稲葉会長・民放連会長のコメントからも、SNSが投票行動に与えた影響をデータサイエンスの手法などを用いて丁寧に分析すること、そして放送の役割を見つめ直すことの大切さを考えさせられます。この点について、「既存メディアで適切に情報提供がされていないのではないかという不満の表明」と稲葉会長が述べられたことについては、まさにそのとおりだと感じています。

しかし、不満や不信があったことは恐らく事実であるとしても、その不満に短絡的な答えを出すことは意味がないと考えています。ネット世論の一部では、例えば放送事業者が故人となった公益通報者のプライバシーに関わる情報を報道しなかったことから、これを情報の隠蔽と受け止める向きがありましたが、放送の役割は決してプライバシーの暴露ではありません。不満や不信をあおるソーシャルメディアの側が変わることが必要なものであって、放送事業者の役割は、むしろソーシャルメディアに親しむ若い世代にも放送コンテンツへの接点となる配信を増やし、偽情報を疑う視点を提供することだと考えています。

3点目は三友先生からの貴重な情報提供についての感謝です。前提となる制度が異なるとはいえ、あるべき情報空間について揺らぎが現実には生じていることを実感しています。

【曾我部構成員】（事務局代読）

本日は出席がかなわず申し訳ございません。今後の検討課題に直接間接に関連して、コメントさせていただきます。

1点目、事務局資料14ページ、2の2ポツ目、「現状においても十分に実現されているか」について、総務省における放送制度の検討において隔靴搔痒感を与え、また、市民から批判を受けがちな点として、放送の価値が十分に実現されているかということについて、総務省の会議では正面から議論できないことがあります。放送の価値は番組内容に表れるところ、自主自律に委ねられるべき番組内容を総務省で正面から議論することは困難であるからです。

非常に優れた番組があることはもちろん承知の上ですが、ソーシャルメディア上でもそれ以外でも、一部テレビ番組の質に対する批判の方がはるかに多く見られます。今後、プロミネンスの議論などを行うのだとすれば、こうしたギャップをどのように捉えていくのか考えていく必要があります。この点について当方には定見があるわけではありませんが、諸外国では、独立した第三者によるレイティングの取組みなどもあるようで、そうした動向にも注意を払う必要があるかもしれません。

それから2点目、選挙報道についてです。BPO放送人権委員会は2017年2月7日の意見書で、放送における公平とは、現在主流の量的公平ではなく質的公平であるとしましたが、この指摘が最近改めて注目を集め、放送関係者の間で共感を得ています。私も、今年3月まで務めていたBPO人権委員会の委員長としての立場で臨んだ放送局との意見交換会その他の場でこの点に言及し、質的公平へのシフトは必要であるが、量的公平と違って一律の答えはなく、扱いがより難しくなるため、徐々にシフトしていくべきではないかと述べています。

法的な観点から見れば、放送法における公平性の要請は、何が公平かは放送局が自律的に判断すればよい問題は少ない一方で、公職選挙法との関係では課題があるように思われます。総務省職員が執筆した公職選挙法の代表的な逐条解説においては、「報道評論の態様として、ニュース番組で政党や候補者の活動状況を放送する場合、放送局が第三者的立場に立って選挙状況を客観的に取材して放送する場合は、政治的に公平に取り扱う限り問題はなかろうが、この場合でも、取扱いとしては、あらかじめ全ての候補者の了承を求めておく必要があろう。」とされており、このような解釈がされているのでは、質的公平へのシフトには制約がかかります。同じ総務省でも別の局の所管にはなりますが、今後検討が必要ではないでしょうか。

それから最後、3点目の「産業としての放送」についてですが、この点については素人ですので一言述べるにとどめますが、重要なのはコンテンツに接する市民の知る権利をいかに充足するかということです。ですので、「放送」に閉じた検討にならないことが重要かと思われます。また、必要な措置があるかということに関しては、今後、万が一、持続可能ではなくなった放送局が出現した場合の対応を事前に検討しておく必要があるのではないのでしょうか。

【三友座長】

本日も大変活発に御議論いただきました。もっともっと時間をかけて御議論をお伺いしたいところですが、本日の意見交換の内容も踏まえまして、事務局には次回の33回会合で、当面の検討課題について、あるいはその検討スケジュールを含めて、アップデートしてお示しいただきたいと思います。

それでは、本日の議論は以上となります。先ほど申し上げましたように、時間の関係で発言できなかった御意見あるいは御質問がございましたら、事務局のほうに御連絡いただければと思います。

最後に、事務局から何かございますか。

【佐伯放送政策課長】

先ほど三友座長からございました追加の御意見につきましては、連休明けの5月9日金曜日までに事務局まで御連絡くださいますようお願い致します。

(4) 閉会

事務局より、第33回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。